

大崎町担い手育成農業研修事業実施要領

(趣旨)

第1条 この要領は、大崎町担い手育成総合支援協議会が、大崎町に委託を受け、将来本町の中核的農家として自立できるよう人材の育成を図り、本町の農業の振興に寄与するため、本町において新たに就農を希望する者に対して、農業に関する基礎的技術及び知識を習得させるための農業研修を研修受入農家及び関係機関と連携して実施することに関し、必要な事項を定めるものとする。

(研修資格)

第2条 研修資格を有する者は、次の事項に該当する者とする。

- (1) 明確な将来の農業経営の構想があり、次世代を担う農業者となることについて強い意欲を有し、経営の発展性が高いこと。
- (2) 研修期間中、町内に在住し、研修終了後も町内に定住し、将来にわたって営農継続が期待されること。また、集落ならびに大崎町農業青年クラブもしくは大崎町農業女性の会へ加入し、町の農業振興に努めること。
- (3) 概ね45歳未満で、心身ともに健康であること。
- (4) 研修受入農家等の親族（3親等以内の者をいう。）ではないこと。
- (5) 研修受入農家等と過去に雇用契約を結んでいないこと。
- (6) 常勤（週35時間以上で継続的に労働するものをいう。）の雇用契約を締結していないこと。
- (7) 研修終了後1年以内に独立・自営就農すること。
- (8) 研修中の事故による怪我に備えて、研修が始まるまでに傷害保険に加入すること。
- (9) 前年の世帯全体の所得が600万円以下であること（国の就農準備資金を受給しない場合を除く）。
- (10) 研修中に発生する無収入期間や研修時に必要な農機具等を購入するための自己資金があること。
- (11) 大崎町暴力団排除条例（平成24年大崎町条例第19号）第2条第2号に規定する暴力団員等又は暴力団員等と密接な関係を有していないこと。
- (12) 原則として生活費の確保を目的とした給付等を受けていないこと。（国の就農準備資金を除く）
- (13) その他大崎町担い手育成総合支援協議会会長（以下「会長」という。）が適当と認める者。

(応募手続)

第3条 研修を希望する者（以下「応募者」という。）は、大崎町担い手育成農業研修事業研修申込書（別記様式）をあらかじめ決められた期限までに会長に提出しなければならない。

(審査会)

第4条 会長は、研修生の決定等に関わる事項及びその他必要な事項を審査するために予備審査会及び決定審査会を置く。

2 予備審査会及び決定審査会は、次の事項を審査し、第1号を除く事項については、書面での審査ができるものとする。

- (1) 研修生の決定に関する事
- (2) 研修期間の変更に関する事
- (3) 研修の停止及び研修の取消しに関する事
- (4) 研修手当の停止及び返還に関する事
- (5) その他、会長が必要と認めた事項に関する事

3 予備審査会及び決定審査会の構成等は別に定める。

(研修生の決定)

第5条 会長は、決定審査会の議を得て、研修生の決定をするものとする。

(研修期間)

第6条 研修期間は、毎年7月から翌々年6月までの2年間とする。ただし、次の場合は研修期間を変更(短縮)することができるものとする。その場合は、予備審査会及び決定審査会の審議を経て決定する。

- (1) 農業後継者で就農農地が決定している場合
- (2) 本人が1年で独立・自営就農を申し出た場合
- (3) やむを得ない事情があると会長が認めた場合

(研修品目及び研修内容)

第7条 研修生の研修品目は、大崎町の振興品目である施設ピーマンとする。

2 研修は、別に定める研修計画及び研修カリキュラムを基に実施し、1年目は研修受入農家のもとでファームサラリー方式での研修、2年目は半独立経営方式*¹での研修を行い、いずれの期間でも研修受入農家及び関係機関と連携し、以下の研修内容を総合的かつ体系的に実施する。*¹ ハウスで得た所得に加え、不足している面積割合分を研修手当として補填する方式

- (1) 栽培管理等の生産技術・知識に関する研修
- (2) 農業機械・機器・施設の操作方法、整備・安全対策に関する研修
- (3) 販売・流通・マーケティングの知識、帳簿や財務諸表の作成、労務管理等の農業経営に関する研修
- (4) その他就農に向けた各種研修

(休日及び研修時間)

第8条 研修生の休日は、次のとおりとする。

- (1) 毎週1日以上又は4週間を通じて4日以上の日とする。ただし、業務上の都合により、休日を他の日と振替えることがある。
- (2) その他会長が特に必要と認めた日
- (3) 時間休を積み上げて休日とすることができる。
- (4) 年間の研修日数は、180日以上300日以下とする。(月10日以上とする。)

2 研修生の1日の研修時間は、8時間程度とする。超過した場合は他の日と調整することができる。

(契約書の締結)

第9条 会長は、別に定める契約書を、大崎町担い手育成総合支援協議会、研修生及び研修受入農家の三者で締結する。

第10条 研修生は、毎日研修日誌を記入し、毎月研修報告を会長に提出しなければならない。

(研修手当の交付)

第11条 研修生に次の研修手当を交付する。

- (1) 1年目は夫婦で月額250,000円(単身の場合は月額150,000円)
- (2) 2年目は夫婦で月額125,000円(単身の場合は月額75,000円)

2 原則として、就農準備資金を申請すること。

3 研修手当の交付額に対し、就農準備資金の交付額の不足額を大崎町担い手育成総合支援協議会が交付する。

4 研修手当の交付額に対し、就農準備資金の交付額に不足額が生じない月は交付しない。

5 研修手当の交付は、研修生として研修開始日の属する月から交付する。ただし、研修開始日が月の途中で当たる場合は、日割り計算で算出した額を交付する。

6 毎月の研修報告後7日以内に指定口座に振り込む。

(研修の休止)

第12条 研修生が病気等やむを得ない事情で、期間途中で研修を休止する場合は、事態発生後速やかに会長及び研修受入農家に申し出なければならない。月の途中で休止する場合、又は再開する場合の研修手当は、研修を行った日又は研修を再開した日までを日割り計算に基づき交付するものとする。なお、休止中は研修手当を交付しない。

2 夫婦での研修で、一人が研修を休止する場合は、単身の研修手当を交付する。

(研修の辞退)

第13条 研修生が期間途中で研修を辞退する場合は、辞退する日の1カ月前までに会長へ申し出なければならない。

(研修手当の停止、返還及び契約の解除)

第14条 会長は、研修生に次のことが生じたときは、研修手当の交付を停止するとともに、交付した研修手当の一部若しくは、全額を返還させ、契約を解除することができる。

- (1) 自己の都合により研修を放棄したとき。
- (2) 不正な申請があったとき。
- (3) この要領に基づく規定、契約書及びその他関係法令に違反したとき。
- (4) 研修終了後、5年未満で転出、または離農したとき。
- (5) その他、本事業の目的に支障があると判断したとき。

2 前項の規定により、研修生に損害が生じても、大崎町担い手育成総合支援協議会は、その賠償の責めを負わないものとする。

(研修受入農家の承認及び指導手当の交付)

第15条 会長は、就農に向けて必要な技術等を習得できる農家であると認める者を本事業の研修受入農家として承認する。

2 会長は、研修受入農家の指導手当として、別に定める額を交付する。

3 前項の指導手当の交付は、研修生の研修開始日の属する月から交付する。ただし、研修開始日が月の中途に当たる場合は、日割り計算で算出した額を交付する。

(収支の管理)

第16条 研修中の収支の管理については、次のとおりとし、経費内訳については別に定める。

(1) 収入

1年目のファームサラリー方式での農産物の販売による収入については、研修受入農家の収入とする。2年目の半独立経営方式での農産物の販売による収入については、研修生の収入とする。

(2) 支出

ア 大崎町担い手育成総合支援協議会

研修体制を維持するために必要な施設、施設の維持管理及び使用期間が長期的であるもの

イ 研修受入農家

研修施設で得られる農産物の売上が収入になることから、農産物の生産に関わる経費（使用期間が短期的であるもの）。

ウ 研修生

1年目は、個人で使用するもの（軽トラック、又はそれに準ずるもの）

2年目は、独立経営するために必要な全ての経費

(生産物の販売実績報告)

第17条 研修受入農家及び研修生は、研修施設での生産物の販売実績について1年間の収支を明らかにし、会長に報告しなければならない。また、会長が求める場合は速やかに現況の販売実績を報告するものとする。

(修了証書の授与)

第18条 会長は、所定の研修課程を修了した者（全研修課程の8割以上を履修した者）には、修了証書を授与するものとする。

(その他)

この要領に定めるもののほか、必要な事項は別に定め、定めがないことについては、大崎町担い手育成総合支援協議会、研修受入農家及び研修生と適宜協議し決定する。

附 則

(施行期日)

1 この要領は、令和4年3月25日から施行する。

附 則

この要領は、令和5年12月1日から施行する。